

糸島市

行財政健全化計画 2019

改訂版

【行政改革行動計画】

(期間 令和元(2019)年度～令和2(2020)年度)

行政改革推進本部

令和2年2月改訂

目 次

行財政健全化計画改訂の必要性	- 1 -
第 1 章 行財政健全化計画とは（当初計画 6 ページ以降）	- 2 -
1-5 推進体制（当初計画 6 ページ）	- 2 -
（1）進捗管理について	- 2 -
（2）財政健全化の取組の中間報告について	- 3 -
1-6 財政効果額（当初計画 7 ページ）	- 4 -
第 3 章 財政健全化編（当初計画 23 ページ以降）	- 5 -
3-1 中期財政計画に基づく財政運営（財政健全化）（当初計画 23 ページ）	- 5 -

行財政健全化計画改訂の必要性

本計画は、長期総合計画の施策推進による市民満足度向上の下支えとなる、行政改革大綱に基づく、具体的取組を示した行動計画です。

平成 31（2019）年 2 月に大幅改訂を行い、既存取組の見直しと財政健全化編の追加を行いました。その際、財政効果を出す為に、更なる検討を進める取組については継続して検討していくこととしておりました。この度、検討の結果、本計画に計上すべきとした取組を、新たに追加いたしました。

また、計画をより確実に実行するため、従来よりも詳細な進捗管理を実施していくことを決めました。

この改訂版は、その変更内容を示すものです。

なお、以降の項目番号は、原則として、平成 31（2019）年 2 月策定の行財政健全化計画（当初計画）の項目番号と一致させています。

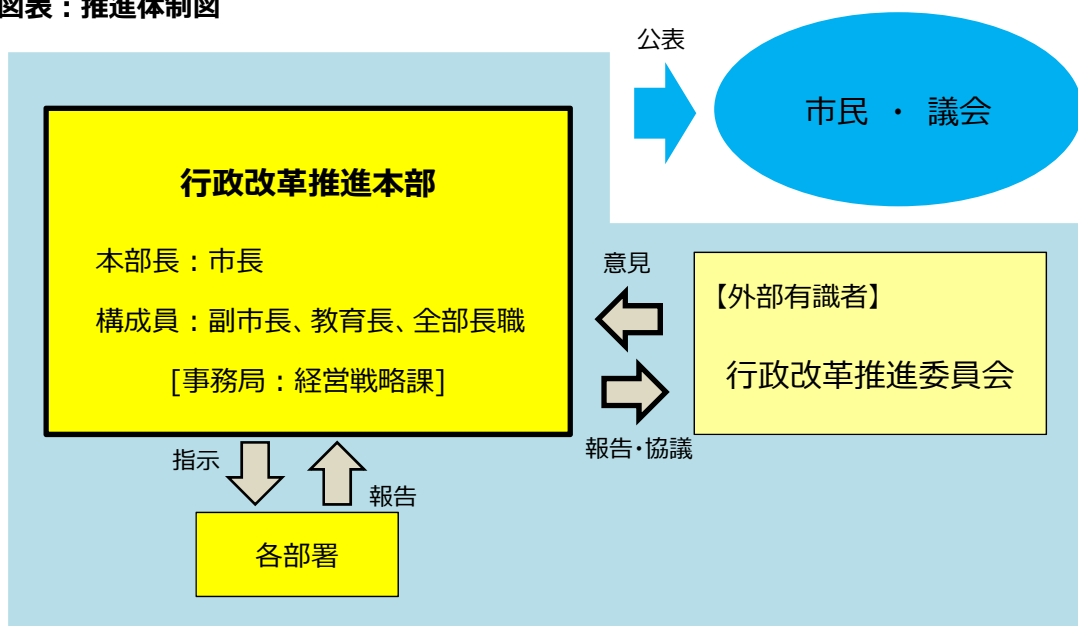
第1章 行財政健全化計画とは（当初計画 6 ページ以降）

1-5 推進体制（当初計画 6 ページ）

計画の推進は、市長をトップとし、副市長、教育長、全部長級職員で構成される庁内組織である、行政改革推進本部を中心とした体制で、全庁的取組としていきます。

また、外部の有識者や市民等で構成する、行政改革推進委員会からの意見を受け、反映させるなど、その理解と協力のもと、効果的に推進します。

図表：推進体制図



(1) 進捗管理について

計画の数値目標や具体的取組の進捗状況については、毎年度の各部署での評価のみでなく、経営戦略課で取りまとめ、行政改革推進本部でも評価し、行政改革推進委員会からの助言を受けるなどしながら、全庁的に進捗管理を行い、結果を公表します。

具体的には、下表に示す区分で、進捗管理の時期を設定し、各部署の進捗管理を支援していきます。

図表：進捗管理の区分と時期

時期	5月	10月	1月
区分	ヒアリング ※経営戦略課実施	前年度実績報告 ※行政改革推進本部実施	ヒアリング ※経営戦略課実施

(2) 財政健全化の取組の中間報告について

『第3章 財政健全化編』の取組は、毎年度の評価に加え、8月頃にも、各部署が、中間報告を行うことで、確実に実行していきます。

1-6 財政効果額（当初計画 7 ページ）

中期財政計画の策定に伴い、財政効果額を整理し、本計画の第 3 章に集約しました。

整理・集約した『第 3 章 財政健全化編』の、各年度の財政効果額を、性質別歳出で集計したものが、下表です。

今回の改訂により、追加する取組を踏まえ、財政効果額を見直しました。

見直し後の財政効果額は、最終年度の令和 10（2028）年度で、単年度約 3.7 億円（改訂前、約 3.6 億円）で、計画期間 10 年間の財政効果額合計は、約 34.1 億円（改訂前、約 33.1 億円）を見込んでいます。

図表：性質別歳出の財政効果額集計表

（単位：百万円）

年度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
財政効果額	15	263	131	280	292	600	524	442	487	373
歳入	142	377	549	698	710	1,013	937	855	900	786
市税		2	13	13	24	29	50	55	54	53
使用料・手数料		43	43	43	43	88	90	90	90	90
財産収入		40	40	40	40	293	194	108	153	40
寄附金	140	150	300	300	300	300	300	300	300	300
繰入金		140	150	300	300	300	300	300	300	300
諸収入	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
歳出	127	114	418	418	418	413	413	413	413	413
人件費		▲9	▲52	▲52	▲52	▲52	▲52	▲52	▲52	▲52
物件費	87	84	181	181	181	181	181	181	181	181
積立金	140	150	300	300	300	300	300	300	300	300
補助費等		▲11	▲11	▲11	▲11	▲16	▲16	▲16	▲16	▲16
繰出金	▲100	▲100								

※上表の数字は、端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

→ ◎ 10 年間の財政効果額 34.1 億円

第3章 財政健全化編（当初計画 23 ページ以降）

3-1 中期財政計画に基づく財政運営（財政健全化）（当初計画 23 ページ）

財政健全化の取組（別表 1）に追加する取組を掲載します。

【別表 1】 財政健全化の取組と財政効果額（2017 年度比較）

（単位：百万円）

取組名	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
	(2019) 効果額	(2020) 効果額	(2021) 効果額	(2022) 効果額	(2023) 効果額	(2024) 効果額	(2025) 効果額	(2026) 効果額	(2027) 効果額	(2028) 効果額
取組の概要 ※支出減の取組は、▲（マイナス）表示が、効果額になります。										
補助費等支出減										
市奨学金と入校支度	-	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11	▲11
金の見直し 【人権・男女共同参 画推進課】	国の制度改正で、私立高校授業料が実質無償化されることに伴い、市奨学金の廃止と入校支度金の増額の差引で、補助費を削減します。 [補助費の削減]									
今後、取組実施による効果額の発生が、期待されるもの（効果額未計上）										
公営企業会計への繰 出抑制 【財政課、経営戦略 課、業務課、水道 課、下水道課】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公営企業会計（水道・下水道事業会計）に対する基準外繰出し（補助金）について、中期財政計画で定めた額を上限とすることで、一般会計の健全性を維持するとともに、公営企業経営の基本原則である、経済性を発揮した運営を促進します。 2019（令和元）年度以降の中期財政計画（公営企業会計への基準外繰出し限度額）を遵守します。									
交流プラザ二丈館・ 志摩館の会議室等の 活用検討 【管財契約課】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	交流プラザ二丈館・志摩館の会議室等の、使用率が低い市有財産について、民間への貸付の需要調査を行うなどし、有効活用方法を検討します。 2020（令和2）年9月までに、方針を決定します。									
行政財産の使用に関 する条例の見直し （料金・減免の見直 し等）検討 【管財契約課】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	行政財産使用料の算定方法（土地・建物の適正な価額設定）や減免対象等について、受益者負担の適正化の観点から、見直しを検討します。 また、市有財産（不動産）活用の取組が円滑に進むよう、行政財産の使用に関する条例の見直しをはじめとする、公有財産管理に関する例規整備を進めます。 2020（令和2）年9月までに、必要な例規整備を行います。									

取組名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	(2019) 効果額	(2020) 効果額	(2021) 効果額	(2022) 効果額	(2023) 効果額	(2024) 効果額	(2025) 効果額	(2026) 効果額	(2027) 効果額	(2028) 効果額
取組の概要 ※支出減の取組は、▲（マイナス）表示が、効果額になります。										
公共施設包括管理 業務委託導入の検 討 【公共施設マネジメン ト推進室】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>複数施設の維持管理業務を一括して契約する「包括管理業務委託」の導入を検討します。</p> <p>一括契約にすることで、職員の契約事務の負担軽減が図れます。</p> <p>2020（令和2）年度から、一部の同種業務の一括契約を実施します。</p>										
放課後児童クラブ利 用料金等見直しの検 討 【子ども課】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>放課後児童クラブの利用料金について、受益者負担の適正化の観点から、見直しを検討します。</p> <p>利用料金と合わせて、糸島市通学費補助金交付規程に定める、補助対象地区の児童の利用料金の特例及び利用料金の各種減免制度の見直しも検討します。</p> <p>2020（令和2）年6月末までに方針を決定します。</p>										
学校プールのあり方 の見直し検討 【教育総務課】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<p>小中学校のプールについて、民間施設の活用や小規模校の他校との共同使用などの可能性を、水泳授業のあり方や学校規模の適正化を踏まえ、総合的に検討し、基本方針を策定します。</p> <p>2020（令和2）年3月末までに、基本方針を決定します。</p>										